

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 実施計画

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業 始期	事業 終期	総事業費 (千円)	成果目標	担当課
		①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象					
1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業（追加分）	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 13,314世帯×70千円 のうちR6計画分 ④R5年度分の住民税非課税世帯 （13,314世帯）	R5.12	R6.6	34,090	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する	地域支援課
2	物価高騰対策給付金（令和6年度住民税非課税世帯等給付・定額減税調整給付）	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 1,435世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 1,166世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 612世帯×100千円、子ども加算 1,518人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 23,607人（526,320千円）のうちR6計画分 事務費 52,546千円 事務費の内容【需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 その他 として支出】 ④低所得世帯等の給付対象世帯数（3,213世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（23,607人）	R6.8	R6.12	616,066	対象世帯に対して令和6年8月までに支給を開始する	地域支援課
3	物価高騰対策給付金（令和6年度住民税非課税世帯等給付・定額減税調整給付）（事務費）	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付にかかる事務費 ③事務費 1,218千円 事務費の内容【需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 その他 として支出】 ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1,435世帯）	R6.8	R6.12	1,218	対象世帯に対して令和6年8月までに支給を開始する	地域支援課
4	物価高騰対策給付金（令和6年度非課税給付）	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 16,000世帯×30千円、子ども加算 1,500人×20千円のうちR6計画分 事務費 31,139千円 事務費の内容【需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 その他 として支出】 ④低所得世帯等の給付対象世帯数（16,000世帯）	R7.2	R7.3	541,139	対象世帯に対して令和7年2月までに支給を開始する	地域支援課
5	武蔵野市肥料等価格上昇対応臨時補助金	①原油価格・物価高騰の影響を受け、全国的に肥料や保温資材、包装資材等の資材価格が上昇しているため、市内農業者に与える影響を最小限に留め、市内農業の安定的な経営に資することを目的に、市内農業者に対し市独自の補助を行う。（1経営体あたり補助上限10万円／補助率50%） ②補助金（市内農業者が、農業経営に用いることを目的に購入した肥料等に係る経費） ③75,000円（1経営体当たり平均申請見込額）×40経営体（申請見込経営体数） ④市内農業者（89戸）	R7.1	R7.2	3,000	申請見込経営体数（40経営体）以上の申請を目指す	産業振興課

6	商店会活性出店支援金事業	①新型コロナウイルス感染拡大に続き、物価高騰の影響を受け、今後も空き店舗や空き事務所の発生が続く状況が想定される。空き店舗の長期化を防ぎ、商店会の活性化に寄与する事業者を応援することを目的として本事業を実施する。 ②支援金の交付に要する経費 ③令和5年度（6か月経過時）300,000円×60件＝18,000,000 令和6年度（事業開始時）200,000円×10件＋300,000×60件＝20,000,000 令和6年度（6か月経過時）200,000×30件＋300,000×30件＝15,000,000 件数については、前年度の件数を参考にしている。 ④(1)中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人 (2)令和6年4月1日から令和7年3月31日までに市内の空き店舗または空き事務所を賃借または転借して事業を開始するものであること (3)対象地域の商店会または武蔵野市中央地区商店連合会に加入すること (4)事業を1年以上継続することが見込まれること。 (5)市内から市内の別の地域への移転でないこと。 (6)住民税の滞納がないこと。 (7)事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。 (8)暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。 (9)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗特殊営業でないこと。 (10)その他市長が不適当と認める者でないこと。	R6.4	R7.3	53,000	支給件数（事業開始時）70件	産業振興課
7	利子補給等事業	①小規模の企業及び個人事業者に対し、事業経営に必要な資金の融資をあっせんすることにより、健全な経営活動の促進を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。 ②52,785千円口 (1)利子補給金 36,733千円 (2)信用保証料補助金 16,052千円 ③融資あっせん総額 225件、1,375,606千円 ④市内に住所を有する個人事業主・市内に本店の所在地を有すること又は当該法人の代表者が市内に住所を有し、かつ、東京都内に本店の所在地を有する法人	R6.4	R7.3	52,785	融資実行件数 200件 利子補給件数 1,500件 信用保証料補助金 150件	産業振興課
8	物価高騰対応私立等児童生徒保護者負担軽減臨時給付金事業	①子どもと子育て家庭を応援するため、私立・国立の小・中学校に在籍する児童生徒等を持つ家庭の急激な物価高騰に対する負担軽減を図る。 ②委託料 ③対象者2,600名（想定）ひとり10,000円相当のデジタルギフトを支給 その他コールセンター設置、郵送料等 ④市立学校以外に通う児童生徒の保護者	R7.1	R7.3	34,331	子どもと子育て家庭を応援するため、私立・国立の小・中学校に在籍する児童生徒等を持つ家庭の急激な物価高騰に対する負担軽減を図る。受け取り人数 2,600人	子ども子育て支援課
9	物価高騰対応臨時補助金（私立幼稚園）	①私立幼稚園に対して物価高騰等により増加した光熱費の値上り相当分について補助を行い、事業者の負担軽減及びサービスの質の維持を図る。 ②令和6年10月分から令和7年3月分までの光熱費の値上り相当分 ③事業費 6,422千円 月額650円（値上がり相当分）*延べ児童数9,880人 ※延べ児童数は令和5年度下半期実績を参考に見込で算出、認定こども園は1号認定児童のみ対象 ④市内私立幼稚園（認定こども園含む）13施設	R6.10	R7.3	6,422	市内の私立幼稚園13園に対して補助を行い、事業者支援、サービスの質の維持を図る。	子ども育成課

10	公共交通事業者運行継続支援金	① 原油価格をはじめとする物価高騰の影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、支援金を交付することで事業継続を図り、もって市民の日常生活における移動手段の確保に資することを目的とする。 ②③④ 対象：市内の乗合バス事業者及びタクシー事業者 内容：申請に基づき支援金を交付する。 乗合バスは基礎額500千円＋車両数×100千円。上限2,000千円。 法人タクシーは基礎額300千円＋車両数×20千円。上限1,000千円。個人タクシーは50千円 ＜事業費＞ 乗合バス2,000千円×2社＋法人タクシー1,000千円×4社＋個人タクシー50千円×83者＝12,150千円	R7.1	R7.3	12,150	申請数 乗合バス 2件 法人タクシー 4件 個人タクシー 73件 交付総額 11,650千円	交通企画課
11	給食食材費高騰への対応	①令和6年度新米価格の高騰など食材費価格の高騰により学校給食の質の低下が懸念されるなか、保護者負担を軽減しながら給食の質を維持する。 ②③④ 対象：市内公立小中学校の児童・生徒及びその保護者 内容：市内小中学校に学校給食を提供している(一財)武蔵野市給食・食育振興財団に対する補助 ＜事業費＞ 学校給食食材の調達に要する費用のうち、物価高騰による影響額 61,156,631円(教職員分は除く)(A+B) A:令和6年度当初予算額 41,347千円：令和3年度と令和5年度(1学期)の学校給食食材購入に係る費用の伸び率を算出し、令和5年度の補助金額に伸び率を掛けて算出 B:令和6年度補正予算額：19,810千円：令和5年度と令和6年度(上半期)の学校給食食材購入費用の伸び率から、主要食材の購入に係る年間影響額を算出。(米については令和6年度下半期の価格上昇が顕著であったため、6年度下半期の価格を用いて伸び率及び年間影響額を算出)	R6.4	R7.3	61,157	補助金交付総額：61,157千円 対象校数：小学校12校、中学校6校	教育支援課
12	水道事業会計物価高騰対応臨時補助金	①水道水の供給のために多くの電力を使用する水道事業は、エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている。市民の負担増なく、安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう、水道事業会計への補助を行う。 ②水道事業会計物価高騰対応臨時補助金 ③給水1㎡に必要な電気料金の令和6年度と令和5年度の差額(A)に、令和6年度の給水量見込値(B)を乗じた金額に対して、さらに1.1を乗じた額を物価高騰価格と見なし、当該金額を補助対象経費とする。 A：12.59-11.05＝1.54円 B：16,227,767㎡ A×B×1.1＝27,489,837円 (※ただし消費税仕入税額控除額として経費の10/110を交付対象額から除く) ④水道事業会計(公営企業会計)(公営企業の用に供する施設における取水、配水等に係る電力高騰分を補助するものであり、公共施設の光熱水費を減免するものではない)	R7.3	R7.3	27,490	補助金交付総額：61,157千円 対象校数：小学校12校、中学校7校	財政課
13	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達)	①物価高騰において買上げ環境を整備するため、公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な買上げにつながる価格転嫁分 ③価格転嫁分に相当する金額152,867千円工事(変更契約)3件 ④物価高騰の影響を受ける企業	R6.4	R7.3	4,362,292	全契約(3件)において、実質的に買上げにつながる価格転嫁を実施	教育企画課
14	病院光熱費高騰対応臨時補助金	①光熱費高騰が続く中で病院への支援を行うことで、地域医療を維持する。 ②市内の病院の光熱費 ③市内の病院6か所×75,000円＋市内病床920床×13,000円 ④市内の病院	R7.3	R7.3	12,410	令和6年度中に対象経費に対する補助を行う。	健康課